

四日市市選管告示第12号

令和4年7月10日執行の参議院選挙区選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙について、在外選挙人名簿に登録されている選挙人の国内における投票に係る期日前投票所を次のとおり指定したので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第65条の13第4項の規定により告示する。

令和4年6月22日

四日市市選挙管理委員会

委員長 渡邊 八尋

期日前投票所	場 所	期 間
四日市市第一 期日前投票所	四日市市諏訪町2番2号 四日市市総合会館1階ロビー	令和4年6月23日から 令和4年7月 9日まで

(選挙管理委員会事務局)